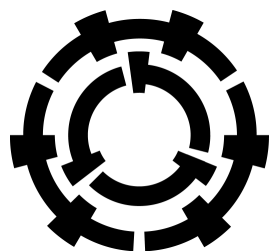


三 郷 市 議 会 議 案



令和 7 年 6 月三郷市議会定例会

議 案 目 次

議案第 4 3 号	三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	1
-----------	---	---

議案第 4 3 号

三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例（平成 5 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の改正により、公費負担額を改定したいので、この案を提出するものである。